

会議名	平成25年度 第3回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成26年1月7日(火) 午後2時00分～3時20分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 松岡会長職務代理者 池田委員 大杉委員 近藤委員 柴田委員 吉田委員 (事務局) 岩本広報課長 波戸瀬広報課主幹 玉井主任 脇本主事 (傍聴者) 1名 (欠席委員) 市川会長 西垣委員
1 開会	
2 本日の手順について(事務局)	「防犯カメラ設置」における個人情報の取扱いについて(審議事項)
3 審議	
(1) 事務局より、答申案について説明が行われた。	前回審議会からの答申案の修正点は次のとおり。
ア 答申をするにあたり、審議会から次の2点について意見を付す。	管理責任者、画像の保管期間等の管理運営方法を定めた要綱等を作成すること。(以下、「意見」)
	防犯カメラの設置状況や、個人情報の収集、利用、提供等の管理運営の状況を取りまとめ、毎年審議会に報告すること。(以下、「意見」)
イ 例外類型の条件部分の(1)(以下、「条件(1)」)について、前回提示した答申案では、「防犯目的を達成するために必要なこと」だったが、「犯罪の防止という目的を達成するために必要最小限の範囲で行うこと。」と修正した。	
(2) 答申案の検討	
(会長職務代理者)	事務局の説明について、何か質問はあるか。
(委員)	例外類型事項18とあるが、根拠となるのは個人情報保護条例の何条であったか。明示しなくても良いのか。
(事務局)	本人以外からの収集禁止規定は、個人情報保護条例第5条第4項である。答申案2ページ目の別表は条例にそのまま記載されるものではないので、「本人以外からの個人情報の収集禁止の例外類型事項18」という書き方をしている。
(委員)	諮問書には書いているのか。
(事務局)	諮問事項の中で、「条例第5条第4項第5項の規定により、本人以外から個人情報を収集する場合の例外事項について」と根拠条項を記載している。
(委員)	前回の答申案では、類型の中に5項目の具体的な条件を列記したもの(前回案(1))と、もう1つは、ざっくりとした条件だけを記載し、細かい部分は下位の運用や

指針等でカバーするというもの(前回案(2))もあった。現行の例外類型事項は、4、5行ぐらいの比較的短いものが多く、個別条件の書込みはない。前回案(2)の方が現行の体裁と近いが、今回具体的な条件を書き込む案になった理由を補足として説明してほしい。

(事務局) 審議会の答申で条件付けをすると、実施機関はその答申から外れる運用はできなくなり、個人情報保護の観点からより適切な運用が図れると考えている。また、場合によって、防犯カメラの設置は無関係な方のプライバシーを制限する側面もあり、しっかりとした条件付けを類型の中に書き加えておく方が適切ではないかと考えた。

(会長職務代理者) 事務局が作成した答申案について、細かい文言を含めてこれで良いか。また、答申案1ページ目の網掛け部分について、審議会から意見を付すことは今まであまりなかったのだが、それが適切なのかということについて事務局からお尋ねがあった。この点について、率直に意見を出していただきたい。

(委員) 防犯カメラの設置・運用状況について、審議会に報告し、チェックすることは必要だと思っていたので、是非加えていただきたい。意見 についてだが、今回添付されている要綱案を前提に審議しているので、作成時だけでなく、今後改訂する場合も報告をするように加えていただきたい。

(委員) 今の意見は、意見 で読み込めないか。

(委員) 読み込めないように思う。意見 は管理運営状況についての報告である。それに加えて、要綱を作成した時及び改訂時には報告するという内容を書いてほしい。

(委員) 事務局としてはどうか。どちらに加えても構わないが、報告でまとめるのであれば、意見 に「要綱の作成及び修正」を加える。事前審査をするということではなく、知らない間に要綱が変わっているのはおかしいので、どこかでチェックする仕組みが必要だという意見である。

(事務局) 答申に意見として付け加えていただいて問題ない。

(会長職務代理者) 他の委員の方はいかがか。

(委員) 先程の意見で良いのではないか。

(委員) 事務局から、意見 のように審議会に報告するという記載事例はないと伺ったが、今回書き加えるのはなぜか。書き加えることには賛成である。

(事務局) 類型の中に書き込める内容やボリュームには一定限界があり、すべてを書き込むことは難しい。また、意見案で書かれている報告義務や要綱を作成することは、類型に書き込むべき個人情報の取扱いの部分ではない。よって、類型の中に書き込むよりは、意見を付すという形の方が良いのではないかという判断である。

(委員) 事務局の説明のとおり、手続的なチェックの話で、個人情報の取扱いの例外類型を定めている訳ではない。個人情報保護審議会ではなかったかもしれないが、一般的に答申書の中に意見を盛り込むことがほとんどないということか。

(事務局) あまり前例がなかった程度のもので、してはいけないということではない。

(委員) 審議会の答申は、尋ねられたことについて意見するという性格のものなので、その中に注意していただきたいという要望等を盛り込むことはおかしくない。

(委員) 答申書に意見を書くことは、一歩進んだ姿勢だと感じた。

(委員) 防犯目的でカメラを設置すること自体には誰も異論はないが、知らない間に個人情報が収集されてしまうということは、危険性としては抽象的に非常に高いものがあるので、手続も慎重に整備してほしいという意見が前回の議論の中でも多数あった。このような書込みを加えることが適切であると感じる。

(事務局) 先程の説明が言葉足らずだったが、今までの答申で意見を付すことが全くなかった訳ではない。毎年審議会に報告をするという具体的な内容は今までなかったので、お尋ねした。今までも、何か事象があれば報告等はしている。運用の中で整理すべきか、あるいは意見にはっきり書いた方が良いのかという点を審議いただきたい、という趣旨でお尋ねした。

(委員) 今の説明を踏まえても、先程からの意見では非常に重要なことなので、きちりと答申に書く方が望ましいということである。

(委員) 毎年、個人情報開示請求等の統計的な報告をしていただいているが、これも運用で行っているのか。

(事務局) 個人情報保護条例第66条の規定があるが、これは公表の規定であり、審議会への報告が条例で義務付けられている訳ではない。したがって、正確には運用で行っていることになるが、市政だよりやホームページで公表するにあたって、当然審議会に報告すべきだと考えている。

(委員) 防犯カメラで収集した個人情報の第三者提供に関する報告は、第66条の公表に含まれるのか。

(事務局) 第66条の公表の中には含まれない。様々な個人情報の取扱いが行われている中で、すべてを公表できる訳ではない。今回の意見があって、初めて審議会に報告させていただく形になる。

(委員) 逐条解説の第66条の解釈欄に、公表しなければならない事項が挙げられている。5番目の「その他個人情報保護条例の運用に関して公表すべき事項」に何が入るかは解釈次第であり、その中にこれを是非入れていただきたいという意見である。

(事務局) 審議会へ報告することで公開事項になる。その中で、結果的には公表されるため、このような形でやっていくのも1つの方法だと思っている。

(委員) これまで実施要綱の改訂に関して、報告はどのようになっていたのか。審議会に報告はされていなかったということか。

(事務局) 防犯カメラについては、今回初めて作成するにあたって説明し、審議させていただいた。今後改正するにあたってどうするか、ということについては想定していない。今回、要綱改正時に報告するという意見付与をしなかった場合にどうするかということは、改正するときに考えるべきことと思う。意見として付与されることになれば、当然実施機関は、改正あるいは新たに要綱を作成するごとに、審議会に報告することになると考えている。

(委員) 防犯カメラ以外の事項に関して、実施要綱の改訂はどのぐらいの頻度で行わ

れ、審議会に報告されていたのか。今回意見に書くことで対応が変わってくるのか。

(事務局) 今回は、防犯カメラの実施要綱に限定して意見を付していただく必要がある。個人情報を取り扱う事務に関する要綱は多数定められており、細かな文言の修正等を含め、すべてを報告するというのは難しい。大きな変更があるときには、事務局と実施機関との間で協議し、報告等をさせていただいているが、改正をすれば自動的に報告するという形にはなっていない。すべての実施要綱の改正の頻度については、把握しきれていない。

(委員) 実質的に内容が変わる場合は、今まで資料提供も含めて報告していただき、意見を聞いていただいている。担当者が文言を少し直したというような報告をしてもらっても仕方がない。今回は防犯カメラ設置という新たな状況があり、かつ、取扱方法についても今後、場合によっては変えていかなければならない可能性もある特殊なものとして認識した上で意見を書いている、ということである。この実施要綱に関してのみという趣旨で良いのではないか。

(委員) 前回条例化しないのかと言ったが、そうでないなら第三者的にチェックする機会は最低限設けていただきたい。

(会長職務代理者) その点は事務局としても了解いただけると思う。それでは、文言についてどうするか。例外類型の文言について、前回から変わった点は、必要最小限という意見を受けて、条件(1)をより限定的な形に直したという説明があり、他の部分は前回提示いただいたものと変わらない。ご意見、ご質問をいただいた上で決めたい。

(委員) 条件(1)に「必要最小限の範囲」とあるが、条例第5条第2項にも同じような文言が入っている。条例で書いているのに、例外類型にも入れるのか。この答申だけに入れると、他のときにも同じように入れるのかという問題が出てこないか。

(委員) 条例に書かれている必要最小限は、一般的な収集に関してである。防犯カメラの場合、常時同意なく撮影する訳であり、それ以上に限定して行う必要があるのではないか。判例の「犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合」など、単なる最小限ではなく、どのような最小限かということを入れるべきではないか。

(委員) 指摘のとおり、条件(1)は条例第5条第2項と同じことを言っている。一方で、今回は特別な事情があるので、犯罪防止という目的を達成するために、更にもう一段絞りをかけているという趣旨である。

(委員) むしろ「必要最小限」という表現だけで良いのか、という趣旨である。

(会長職務代理者) 他に何か適切な表現はあるか。

(委員) 撮影の範囲として、犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる設置場所に限るとする。最小限に限定するという趣旨で、設置場所をもう少し具体的に入れられないかなと思う。

(委員) 条件(1)で言おうとしていることは、おそらく設置場所の話が中心である。

(事務局) 最小限の収集という言葉の中に、どこに設置してどのような角度で撮影するかということが含まれている。事務局としては、設置場所の予測ができないため、類型

の中に書くことは難しい。必要最小限の収集という表現はやや曖昧かもしれないが、今回、意見を付す審議会への報告が具体的にチェックする仕組みとなる。類型と報告の2つの仕組みにより、一定担保していけるのではないかと考えている。

(委員) 条件(1)は、設置場所だけでなく全体的に必要な最小限だということを、条例第5条第2項に加えて更に確認しているということだと思う。それ自体がおかしいと言う訳ではない。それを具体的にしたときに、特に防犯カメラに関しては、設置場所をどういうところにするかが問題だと思う。前回、設置には地域の理解が重要だとあった。そのとおりだと思うが、それが第一の考慮要素ではない。第一の考慮要素としては、その場所が犯罪の危険性が非常に高いところで、防犯カメラを設置する必要があるので設置するのであり、設置の許容性もあるという話である。そこを一般的に必要な最小限というだけで解釈の中に入れるのではなく、もう少し具体的な形で示していく必要があるのではないか。

(委員) 資料6ページの管理運用要綱(案)の第3条第2項で、「防犯カメラの撮影範囲は、必要最小限の範囲とすることとする。」と書いているだけでは足りないという趣旨か。

(委員) 必要最小限とは、もう少しどういう場合かを具体的に明確にするということである。例示という形もあり得るかもしれない。

(委員) 例外類型と管理運用要綱のどちらに書くべきかという話でもある。類型は、いわばざっくりとした基本的な方向の話である。管理運用要綱は、類型よりは具体的にしたものイメージである。類型の中に書き込んだ方が良いという意見もあり、また、要綱第3条第2項をもう少し詳しく書くということもあり得る。

(委員) 設置するカメラは、首を振って随時操作できるようなものか。

(事務局) 固定するので、向きを変えるには現場に行って人の手で変えるようなものである。撮影範囲が広すぎて、市街地の向こう側にある住宅地の玄関まで写ってしまうということがないようにする、というのが必要最小限のイメージである。

(委員) 必ずしも必要でない部分まで写ってしまうことも避けたいということか。

(事務局) そのような考え方も入っている。

(委員) 犯罪の対象となる家屋であれば、防犯目的では完全に避けられないのではないか。

(委員) それを言い出すと切りがなく、犯罪がどこで起こるかは、頻度の差こそあれ、可能性はどこも同じであり、どこにでも設置するという話になる。その点について、正に犯罪が起こる可能性が高く、犯罪抑止のために置く必要があるということをごどこかで表現できないか、ということが先程からの発言の趣旨である。

(事務局) 個人の権利利益の保護と犯罪の防止、安全の確保という2つの利益をどのようにバランスを取るのか、という判断が最後には必要になる。しかし、具体的な設置場所まではなかなか書けない。

(委員) 宇治市 何丁目ということではなく、その基準や考慮要素をもっと明確に

しておくべきではないかと思っている。そうでなければ、必要最小限とは誰が判断するのかということになる。条件(1)と別に、「設置場所は、犯罪が発生する相当高度の蓋然性がある場所とする。」といったことを加えてはどうか。

(委員) 条件(1)の収集は、設置場所と撮影範囲のことを言っているのではないか。

(委員) そもそも、条件(1)の中に大きな方向として沢山入っているのもう一つ具体的なことを書くのはなかなか難しい気がする。むしろ、要綱案の第3条第1項に例示を入れてはどうか。「防犯カメラは、犯罪発生時の蓋然性の高さ等を考慮して」のような考慮要因を入れ、「別表に定める場所に設置し」と続けると良いのではないか。第2項は撮影範囲の話なので、場所としては第1項の今の部分に入れるのが一番穏当ではないか。

(事務局) 要綱はあくまで担当課で作成し、審議会でコントロールできる部分ではない。審議会で方針を示すのであれば、意見として答申に書き込んでいただく方が良い。答申案の意見、意見と同様に、設置場所・撮影範囲の項目を付け加えてはどうか。

(委員) 今の話は、意見、意見に加えて3番目の意見ということではなく、むしろ意見の要綱等を作成する場合の追加事項であり、具体化事項である。「要綱等を作成すること。」とあり、「その際、設置場所を定める基準等についても、できるだけ明確な例示を設けるよう試みること。」のような趣旨を、意見の後ろに付け加えてはどうか。

(委員) 意見の「要綱等の作成」の意見の中に入れれば良いのか。別項目を置くこともあり得る。別項目にする方が、撮影範囲の限定ということにより明確になると思う。

(事務局) 例えば、「防犯カメラの設置場所、撮影範囲は、犯罪発生時の蓋然性を考慮し、個人の権利利益を不当に侵害することがないように検討すること。」といった趣旨の文言を整理して、意見の3番目に入れるのはどうか。

(委員) 3番目なのかということも気になる。先程意見の後ろに入れたかったのは、意見は運用の話であり、スタートの話を入れるなら最初ではないかという気もする。

(委員) 意見より後に入れるのはおかしい。

(委員) 入れるなら1番目で、意見、意見を繰り下げの方が良い。

(委員) 一般市民としても、最初に書いている方がその点を敢えて押さえているが分かるので、その方が良い。

(委員) 答申は最終的に形に残るのか。

(事務局) 例外類型の表自体には載らないが、答申書は残り、ホームページ上でも公表される。

(委員) 意見として書くことも良いと思うが、形としては類型の中に文字として残ってほしい。

(委員) 意見としてどこに書いていたか分からなくなるよりは、類型に書いた方が良いということである。

(委員) 具体的な場所の設定と、要綱等の中に書き込んでほしいということを書いていただきたい。

(委員) 類型そのものに書き加えるべきだという意見か。入れるとすれば、条件(1)の

網掛け部分の前辺りになると思う。

(委員) 条件(1)では抽象的に書き、後は要綱で定めた方が良い気がする。

(委員) 審議会は意見を申し述べることはできないが、類型の中に書き込めば残る訳である。

(事務局) 類型も残るが、1ページの答申書も残る。

(委員) 答申書も残るが、その場合に類型には残らない。

(委員) 市民としては、いつも形で見える方がよい。答申書はホームページには出ているが、実際に勘案するときには見ないのではないか。

(事務局) 実務上はそうである。

(委員) それならば、やはり類型が良いのではないか。

(委員) やはり、設置場所をどのように限定するかは大事なことである。条件(1)は総論・総則的な話で、場所を具体的にしてもおかしくないと思う。(1)と(2)の間に入れれば納まると思う。

(委員) 条件(1)は総論の話になるが、一方で、条件(1)の他に設置の話を書くと、繰り返す必要のない話になってしまう。

(委員) 条件(1)の「収集」の後に、括弧して「設置場所の選定及び撮影範囲」と入れてはどうか。

(委員) 「防犯カメラの設置及び撮影範囲は」と具体的に書いてしまい、「犯罪発生 of 蓋然性等を考慮して必要最小限の範囲で行うこと。」と続ければ、正に設置場所と撮影範囲についての具体的な縛りとなる。(2)以下は、収集後の話となる。

(委員) 「防犯カメラによる個人情報の収集は」という言葉を省いて、「防犯カメラの設置場所の選定及び撮影範囲の設定については」という語句を載せてはどうか。

(委員) 「防犯カメラの設置場所、撮影範囲については、犯罪発生 of 蓋然性等を考慮し、目的を達成するために必要最小限の範囲で行うこと。」とすれば、すべての意見をカバーしているのではないか。初めに指摘のあった条例の必要最小限と重複してしまうことについても、カメラの設置、撮影範囲を具体化して例示し、方向付けしたことになる。

(事務局) 「防犯カメラの設置場所、撮影範囲については、犯罪発生 of 蓋然性を考慮し、目的達成に必要な最小限の範囲で行うこと。」という内容になる。

(会長職務代理者) これでいかがか。その他に意見はないか。

(事務局) 要綱改正するときの報告を意見を付す部分に付け加える、という意見についてはどうか。

(委員) これについて反対意見はなく、積極的にしてほしいという意見が多かったように思う。

(事務局) 意見に加える方が良いか。

(委員) 意見で、「防犯カメラを設置しようとするときは」となると、設置するたびに要綱を作るように読めるが、そうではない。このシステムを開始する前に要綱を作成しなさい、という趣旨である。「が防犯カメラを設置しようとするとき」は不要ではないか。

要綱の作成及び修正についての報告をどこに入れるかだが、意見 に追加して入れることも可能であり、意見 の管理運営の状況の前に入れることもあり得る。

(事務局) 意見 の案として、「実施機関は、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用、提供等の管理運営の状況を取りまとめ、毎年審議会に報告し、並びに要綱等を作成し、及び修正するときは、審議会に報告すること。」とする。文言の整理は細かくしていきたいが、このような形でいかがか。

(委員) 「修正するときは、報告すること。」では、事前のチェックを必要とするように読める。要綱の作成や修正そのものは、審議会が直接コントロールできる話ではないので、それは担当課にさせていただく。その結果を報告していただき、場合によっては意見を出すということなので、「修正したときは」と過去形にならなければおかしいのではないか。

(委員) 「並びに」の以前の文と以後の文が逆の方が良いのではないか。

(委員) そうだと思う。取扱いのルールの方が先で、事実の報告が後というのが論理的には正当である。2文に分けても良い。「実施機関は、要綱等を作成し、及び修正したときは、審議会に報告すること。」で切り、「また、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用、提供等の管理運営の状況は取りまとめて、毎年審議会に報告すること。」としてはどうか。

(会長職務代理者) 最終的にはもう一度文章で確認させていただくこととし、答申書の意見と条件(1)を大分修正したが、これで答申とさせていただきます。

4 その他連絡事項等について

答申書については、会長職務代理者と事務局で文言の整理を行い、まとめていく。
次回審議会の開催予定は、現在のところはない。

(会長職務代理者) 資料6、7ページの運用要綱案について、本日の意見を踏まえて担当課で微調整していただき、作成されたものを後から報告していただくことになる。

5 閉会

(会長職務代理者署名)